

平成 29 年改訂の小・中学校学習指導要領に関する Q&A

< 図画工作，美術に関すること >

(小学校)

問1 「A 表現」の構造が変わった趣旨は何ですか。どのような点に留意すればよいですか。

(答)

新学習指導要領の図画工作科の内容は、「A 表現」，「B 鑑賞」及び〔共通事項〕で構成しています。今回の改訂では、「A 表現」，「B 鑑賞」及び〔共通事項〕とも，3つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ，構成し直しました。

「A 表現」には(1)と(2)の2つの項目を設けています。平成 20 年告示の学習指導要領では，(1)は造形遊びをする活動に関する項目，(2)は絵や立体，工作に表す活動に関する項目としていましたが，今回の改訂では，3つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ，(1)は「A 表現」を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」として発想や構想に関する項目，(2)は「A 表現」を通して育成する「技能」に関する項目という構成としました。それぞれの項目には，ア 造形遊びをする活動に関する事項，イ 絵や立体，工作に表す活動に関する事項を設けています。指導に当たっては，それぞれ特徴があることを踏まえ，どちらの活動も充実することが大切です。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（図画工作編）第 2 章第 2 節

(小学校)

問2 これまで示していた，「造形的な創造活動の基礎的な能力」は，どのような位置付けになったのですか。

(答)

平成 20 年告示の教科の目標にある「造形的な創造活動」とは，自分の思いを形や色などで表したり，よさや美しさを感じ取ったりするなどの活動であり，「基礎的な能力」は，これを実現するために必要な能力のことで，具体的には発想や構想，創造的な技能，鑑賞などの能力です。

今回の改訂では，育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の3つの柱で整理しました。そこで，教科の目標(1)，(2)，(3)のそれぞれに「創造」を位置付け，これまでと変わらず図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示しています。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（図画工作編）第 2 章第 1 節

(中学校)

問3 「A表現」の全ての指導事項に「主題を生み出すこと」が示された趣旨は何ですか。

(答)

「主題を生み出すこと」とは、感じ取ったことや考えたこと、目的や条件などを基に、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものです。

今回の改訂では、主体的で創造的な表現の学習を重視し、「A表現」(1)において、「ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想」及び「イ 目的や機能などを考えた発想や構想」の全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置付け、表現の学習において、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想をすることを重視して改善を図っています。

(参考)

平成29年改訂中学校学習指導要領解説(美術編)第2章第1節1

(中学校)

問4 「B鑑賞」の内容が「美術作品など」に関する事項と、「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示された趣旨は何ですか。

(答)

従前、作品などを対象にした造形的なよさや美しさなどに関する鑑賞、生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞、美術文化に関する鑑賞の視点から整理して示していた「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示しています。

アの「美術作品など」に関する事項では、発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視し、「A表現」の絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、デザインや工芸などの目的や機能などを考えた表現との関連を図り、これら2つの視点から分けて示しています。

イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから整理を行い、一人一人の生徒が自分との関わりの中で、生活や社会の中の美術の働きや美術文化について考え、広い視野に立って見方や感じ方を深められるようにすることを目指しています。

(参考)

平成29年改訂中学校学習指導要領解説(美術編)第1章2②

(小・中学校)

問5 表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成するとは具体的にどのように考えればよいでしょうか。

(答)

今回の改訂では、小学校図画工作科、中学校美術科ともに、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成することを重視して内容の改善・充実を図っています。

小学校図画工作科では、従前より、表現と鑑賞は本来一体であり、相互に関連して働き合うことで児童の資質・能力を育成することができるとして「A表現」及び「B鑑賞」の指導については関連させて行うことを原則とすることを示しています。例えば、1つの題材において、造形活動と鑑賞活動とが往還するような学習過程を設定したり、鑑賞の場面においても、表現と分けて設定するのではなく、味わったことを試したり、表現に生かしたりすることができるような学習過程を設定することをより充実することなどが考えられます。

中学校美術科では、指導計画作成上の配慮事項として、「A表現」と「B鑑賞」との関連について「特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。」としています。このことに配慮し、指導計画の作成においては、主に「A表現」(1)のア及びイの発想や構想に関する学習と「B鑑賞」(1)のアの美術作品などの鑑賞の指導において、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら相互に関連させて学習が深められるようにすることが大切です。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説(図画工作編)第4章1

平成29年改訂中学校学習指導要領解説(美術編)第4章1

(小・中学校)

問6 「知識」に関することが〔共通事項〕に示されましたが、今後〔共通事項〕の指導ではどのようなことに留意すればよいでしょうか。

(答)

今回の改訂では、教科の目標及び学年の目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理し、各学年の内容もこれに対応して整理しました。その中で「知識」については「対象や事象を捉える造形的な視点について理解する」ものとして整理し、〔共通事項〕に位置付けています。

小学校図画工作科における造形的な視点とは、材料や作品、出来事などを捉える形や色などのことであり、形や色などに関する理解についてアの事項に位置

付けています。ここで言う「知識」とは、形や色などの名前を覚えるような知識のみを示すものではありません。児童一人一人が、自分の感覚や行為を通して理解したものであり、造形的な視点である「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などが、活用できる「知識」として習得されたり、新たな学習の過程を経験することで更新されたりしていくものです。児童が自分の感覚や行為を大切にしたい学習活動をするにより、一人一人の理解が深まり、「知識」の習得となります。

中学校美術科における造形的な視点とは、形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりすることであり、造形の要素の働きに関する理解についてはアの事項に、全体のイメージや作風などで捉えることに関する理解についてはイの事項に位置付けています。ここでの指導では、単に新しい事柄を知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、生徒が自分の感じ方で形や色彩の働きやイメージ、作品の傾向や特徴である作風などを捉えるなど、生徒が豊かに造形を捉える多様な視点をもてるように、表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点について実感を伴いながら理解できるようにすることが大切です。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（図画工作編）第 2 章第 1 節 1

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（美術編）第 2 章第 1 節 1

(小・中学校)

問 7 「B 鑑賞」の指導事項に示されていた言語活動の充実に関する内容が、内容の取扱いに示された趣旨は何ですか。

(答)

従前は、小学校図画工作科、中学校美術科ともに「B 鑑賞」の事項に話し合ったり説明し合ったりすることや批評し合うなどの言語活動を位置付けていました。今回の改訂では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善において、これまで以上に「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、言語活動を「B 鑑賞」はもとより「A 表現」においても充実させ、児童生徒一人一人の「思考力、判断力、表現力等」がより育成されるよう内容の取扱いに示し、「A 表現」及び「B 鑑賞」の関連する学習において言語活動の充実を図るようにしました。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（図画工作編）第 4 章 2

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（美術編）第 4 章 2

(小・中学校)

問8 具体的にどのようなことをすれば、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善となるのでしょうか。

(答)

図画工作科，美術科の指導に当たっては，(1)「知識及び技能」を習得し活用されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう，学習のねらいを明確にし，題材の内容や時間のまとまりを見通しながら，「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うことが重要です。特に「深い学び」の視点から授業改善を図るためには，「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を図り，一人一人の児童生徒が図画工作科，美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることが大切です。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説（図画工作編）第4章1

平成29年改訂中学校学習指導要領解説（美術編）第4章1